

第1章

計画の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の趣旨
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画の対象
- 1-5 計画の推進主体



いんザイ君 (印西市マスコットキャラクター)



エコネ (印西市環境キャラクター)

第1章

計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

本市では、環境の保全に関する理念や基本的な事項を定めた印西市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とした印西市環境基本計画を平成 15 (2003) 年 3 月に策定しました。

その後、平成 22 (2010) 年 3 月の印旛村・本埜村との合併により、新たな印西市として、先人が守り育ててきた自然や歴史ある風土を引き継ぐとともに、より良い環境づくりを目指すため、平成 25 (2013) 年 3 月に第 2 次印西市環境基本計画（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、環境の保全に関する各種施策を推進してきました。

近年では、^{エス・ディー・ジーズ}SDGs（持続可能な開発目標）^{*}の実現や 2050 年カーボンニュートラル^{*}に向けた世界的な動きとともに、国内においても、「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」といった新たな法整備が進められるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、第 2 次計画の計画期間が令和 3 (2021) 年度をもって終了することから、第 2 次計画の成果や課題を踏まえ、社会経済活動の変化による新たな環境課題に応じた環境の保全に関する施策を市民・事業者・行政の三者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、新たに第 3 次印西市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

印西市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

1-2 計画の位置づけ

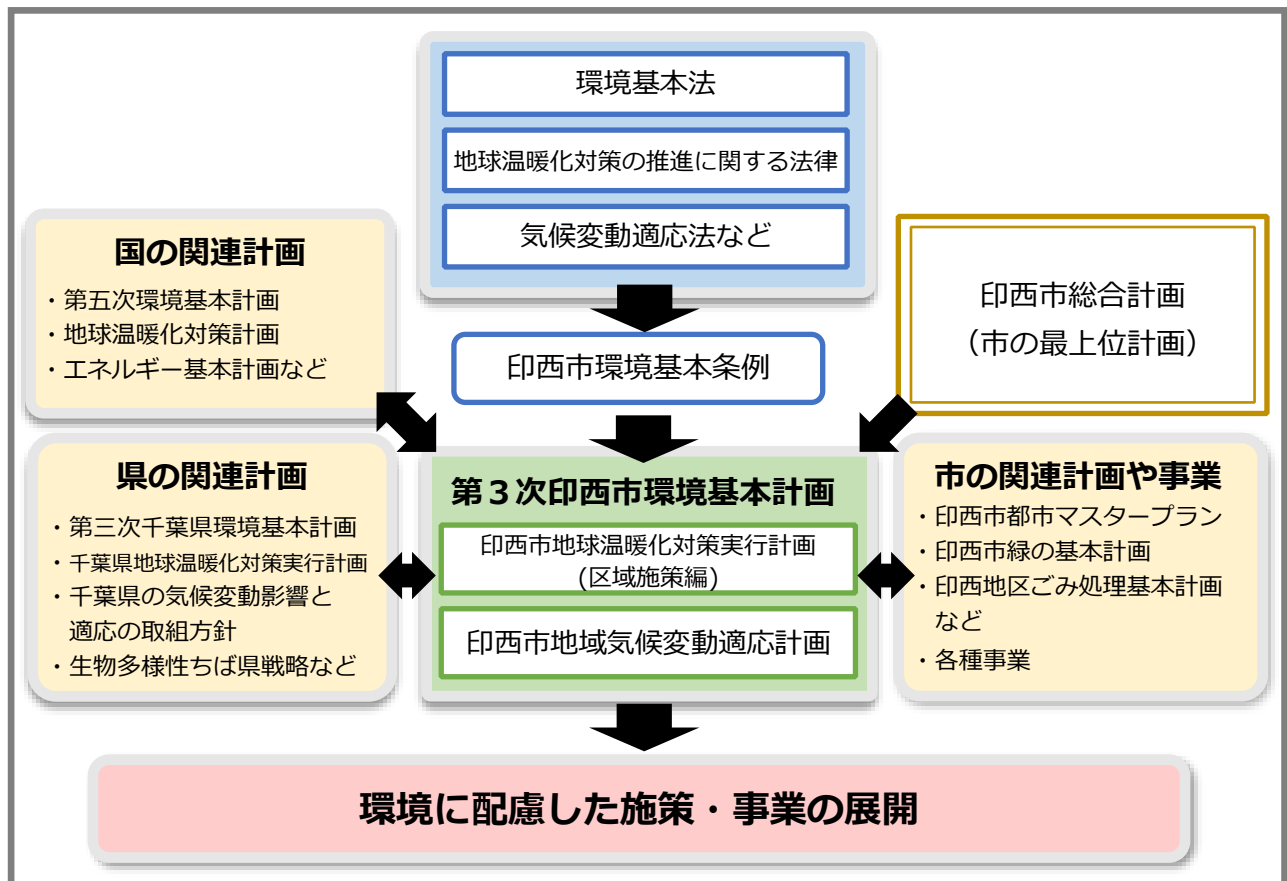
本計画は、印西市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、令和3（2021）年3月に策定された印西市総合計画の将来都市像「住みよさ実感都市 ずっとこのまち いんざいで」を環境の面から実現していくための環境分野における最も基本となる計画です。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画と整合を図るとともに、本市の各種関連計画における施策との連携を図ります。

また本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「印西市地域気候変動適応計画」を内包し、食品ロス及び海洋プラスチック問題などにも対応した内容を盛り込むことで、地球環境分野の取組の充実を図るとともに、SDGsの考え方を活用し、環境の面から複数課題の同時解決を目指します。

第3次印西市環境基本計画の位置づけ



1-3

計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画を踏まえて策定するという観点から、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを行います。

計画の見直しに係る事項

- 社会経済活動の変化や国・県の動き
 - ・ 地球規模や地域規模での著しい環境の変化
 - ・ 人口構造・産業構造の急変、技術革新やそれに伴う行動変容など
 - ・ 法律・条例の制定・改正、新たな政府目標の設定など
- 市の関連計画の整備
 - ・ 総合計画、都市マスタープランなどの改定
- 本計画の進行状況
 - ・ 印西市環境白書による進捗状況の点検・評価の結果
- 計画策定段階では想定できなかった事態が生じた場合

第 3 次印西市環境基本計画の計画期間

年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
総合計画	印西市基本構想											
	第 1 次基本計画					第 2 次基本計画						
環境基本計画	第 3 次印西市環境基本計画											
	社会経済活動などの 状況に応じて見直し					計画期間満了 に伴う見直し					次期 計画	

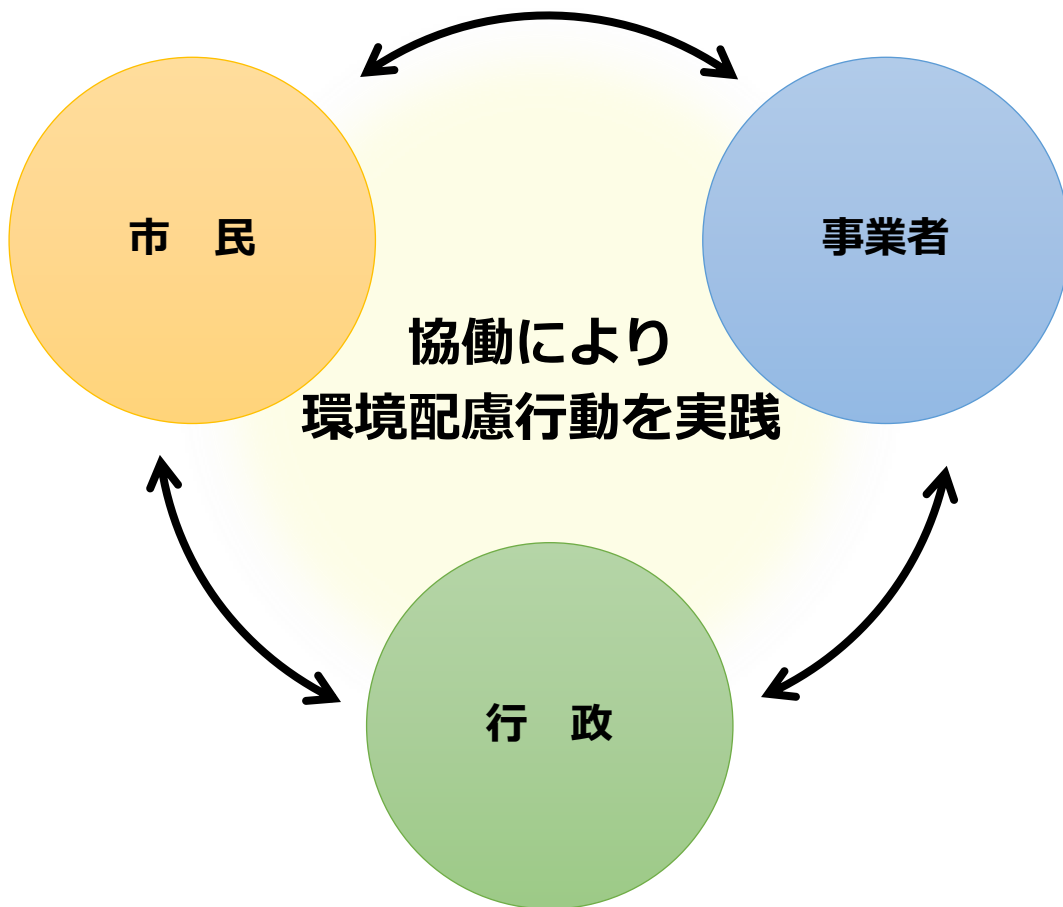
1-4 計画の対象

本計画の対象区域は、本市全域とします。ただし、環境の保全には、市域に留まらず、国や県、関係する地方公共団体などと連携した取組も求められることから、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。

本計画で対象とする分野は、「自然環境」「生活環境」「循環型社会」「脱炭素社会」「人づくり」とします。なお、「人づくり」は全ての分野に共通する事項です。

●自然環境	自然環境とは、緑・水辺の保全や豊かな 生態系* の維持、暮らしに潤いと安らぎを与える環境に関する分野です。谷津と台地を中心とした里山の保全や景観、公園の形成に関する要素が含まれます。
●生活環境	生活環境とは、日常生活における大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など、身近な環境に関する分野です。 都市型公害* など健康や安全な暮らしに関する要素が含まれます。
●循環型社会	循環型社会とは、日常生活や産業活動から排出される廃棄物に関する分野です。持続的な社会を構築するための不法投棄防止やごみの減量化・資源化などに関する要素が含まれます。
●脱炭素社会	脱炭素社会とは、地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関する分野です。 地球温暖化対策* や 気候変動の影響への適応* などに関する要素が含まれます。
●人づくり	人づくりとは、市内で暮らし学び働く全ての人を対象とした環境教育・環境学習に関する分野です。なお、人づくりは環境活動や情報発信など全ての分野に共通する事項です。

本計画の推進主体は市民、事業者、行政とし、それぞれの役割に応じて個々、または協働により環境に配慮した行動を実践していきます。



市民の役割

- 日常生活における行動に配慮し、良好な環境の実現に向けて主体的に取り組みます。
- 人と環境との関わりについて理解を深めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力します。

事業者の役割

- 事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、社会的責任を果たすために必要な措置を講じます。
- 関係法令や規制などを遵守するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力します。

行政の役割

- 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 施策の推進にあたっては、国や県、関係する地方公共団体などと連携・協力し、良好な環境の実現を目指します。
- 市民・事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、必要な支援策を実施します。